

山梨県公報

号外第七十四号

平成二十七年

十二月二十五日

金 曜 日

目 次

- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例……………二
- 山梨県消費生活条例及び山梨県県民生活センター設置条例の一部を改正する条例……………一〇
- 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………一一
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一一
- 山梨県障害者幸住条例……………一四
- 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一九
- 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例……………二〇

条例のあらまし

○ **山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例**(条例第四十六号)
(富士山保全推進課)

1 この条例は、富士山の有する顕著な普遍的価値が富士山が所在する場所及びその周辺における景観の美しさと密接に関連するものであることから、富士山の保存と活用の調和を図るためには、これらの場所において土地の形質の変更、工作物の新設等の事業を実施しようとする者がその事業の実施に当たりあらかじめ景観評価を行うことが極めて重要であることに鑑み、これらの場所において実施される事業であつて景観影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものについて景観評価が適切かつ円滑に行われるための手續その他所要の事項を定め、その手續等によつて行われた景観評価の結果をその事業に係る景観の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る景観の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて富士山の保全に資することを目的とすることとした。

2 世界遺産の構成資産又は緩衝地帯内で一定の規模を超える工作物の新設等の事業を

行おうとする事業者は、(一)及び(二)の手續(以下「景観配慮の手續」という。)を実施することとした。

(一) 景観配慮書に係る手續
事業の立地、規模等の検討の段階において、技術指針に従い、事業の実施が景観に及ぼす影響の調査、予測及び評価を行い、その結果について知事の意見を聴く手續

(二) 事業者見解書に係る手續
(一)の手續で述べられた知事の意見を勘案し、事業内容について見直し等を行い、自然公園法に基づく届出等の日の六十日前までに、その結果について知事の意見を聴く手續

3 知事は、関係市町村長、学識経験者等の意見を踏まえる中で、2(一)及び(二)の意見をそれぞれ原則六十日以内に述べ、2(二)の意見を述べた後等においては、事業者の権利利益に配慮しつつ、景観配慮の手續に係る書類を公開することとした。

4 義務履行確保措置として勧告・公表制度を導入することとした。

5 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

○ **山梨県消費生活条例及び山梨県県民生活センター設置条例の一部を改正する条例**
(条例第四十七号)(消費生活安全課)

1 消費者施策に関する基本的な計画の策定を条例に位置付けるとともに、消費者安全法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 山梨県消費生活条例の一部改正
- (1) 消費者基本計画の策定に關し必要な事項(策定事項、手續等)を定める。
知事は、消費生活協力員を委嘱するものとする。
- (2) 消費生活相談員に係る部分の規定を削除する。
- (二) 山梨県県民生活センター設置条例の一部改正
- (1) 県民生活センターに、必要な資格要件(資格試験に合格した者であること等)を満たした消費生活相談員を置くものとする。
- (2) 県民生活センターは、事務の実施により得られた情報の漏えい等の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(1)については、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**(条例第四十八号)(市町村課)

1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、本人確認情報を利用することができる事務のうち

ち、次の事務を削除することとした。

(一) 県税の犯則事件の調査に関する事務

(二) 県税の賦課又は徴収に関する事務

2 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、次のとおり猶予制度の見直しを行う。

(1) 職権による換価の猶予制度に加え、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設する。

(2) 猶予に係る分割納付の方法等、地方税法において地方団体の条例で定めることとされた事項について、規定を整備する。

(二) 法人県民税の届出書等の記載事項について、個人番号又は法人番号を追加する。

2 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。ただし、1(一)については、同年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県障害者幸住条例(条例第五十号)(障害福祉課)

1 共生社会を構築するための施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策等を定めることにより、障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与するため、山梨県障害者幸住条例の全部を改正することとした。

2 障害者幸住社会の実現に向けて、基本理念、県の責務、県民の役割等を、共生社会を構築するための施策を進める内容に改めることとした。

3 共生社会を構築するために重点的に取り組むべき施策の方向性を定めることとした。

4 福祉のまちづくりをより効果的に進めるため、不特定多数の者が利用する施設に係る整備基準の対象となる施設について、バリアフリー新法その他の法令等で整備を進める施設との整合を図る等の整理を行うこととした。

5 県及び事業者に対し、福祉、医療、教育等の各分野における障害者差別を禁止するとともに、障害者差別に関する相談体制の確立等障害者差別を解消するための取組について必要な事項を定めることとした。

6 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(子育て支援課)

1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設

長の資格要件のうち、三十歳以上としている年齢に関する要件を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例(条例第五十二号)(警察本部生活安全企画課)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 風俗営業の営業時間等について規定の整理を行う。

(二) 年少者に関し、ゲームセンターに立ち入らせることができる場合の条件を設ける。

(三) 特定遊興飲食店営業について、営業可能地域の指定、営業時間の制限、騒音・振動の規制、営業に際しての遵守事項等を定めるとともに、営業許可申請等の手数料を定める。

(四) 特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域として、関係者によつて構成される風俗環境保全協議会を置く地域を定める。

(五) 次の条例について、規定の整理を行う。

(1) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

(3) 山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

2 附則において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日前に行うことができることとされた特定遊興飲食店営業の許可申請の手数料を定めることとした。

3 この条例は、改正法の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行することとした。ただし、2については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(同年三月二十三日)から施行することとした。

条 例

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十六号

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 技術指針（第四条）

第三章 富士山景観配慮地区（第五条）

第四章 景観配慮の手続

第一節 景観評価の実施（第六条）

第二節 景観配慮書（第七条―第九条）

第三節 事業者見解書（第十条―第十五条）

第四節 景観配慮書等の公表（第十六条）

第五節 対象事業の実施等（第十七条―第十九条）

第五章 対象事業の内容の変更等の手続（第二十条―第二十五条）

第六章 手続の併合等（第二十六条）

第七章 対象事業以外の事業に係る景観配慮の手続（第二十七条）

第八章 雑則（第二十八条―第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、富士山の有する顕著な普遍的価値が富士山が所在する場所及びその周辺における景観の美しさと密接に関連するものであることから、富士山の保存と活用の調和を図るためには、これらの場所において土地の形質の変更、工作物の新設等の事業を実施しようとする者がその事業の実施に当たりあらかじめ景観評価を行うことが極めて重要であることに鑑み、これらの場所において実施される事業であつて景観影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものについて景観評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた景観評価の結果をその事業に係る景観の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る景観の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて富士山の保全に資することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この条例は、その実施に係る区域の全部又は一部が富士山景観配慮地区内である対象事業に適用する。

（定義）

第三条 この条例において「富士山」とは、山梨県世界遺産富士山基本条例（平成二十七年山梨県条例第三号）第二条第一号に規定する富士山をいう。

2 この条例において「富士山の保全」とは、山梨県世界遺産富士山基本条例第二条第二号に規定する富士山の保全をいう。

3 この条例において「顕著な普遍的価値」とは、山梨県世界遺産富士山基本条例第二条第三号に規定する顕著な普遍的価値をいう。

4 この条例において「景観評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形質の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が景観に及ぼす影響（以下「景観影響」という。）について調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る景観の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における景観影響を評価することをいう。

5 この条例において「対象事業」とは、別表第一に掲げる事業であつて、規模（形質）が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。第二十七条第一項において同じ。）並びに富士山が所在する場所及びその周辺の地形、土地利用の状況その他の事情に照らし、景観影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

6 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その事業を委託しようとする者）をいい、対象事業に係る計画を作成しようとする者を含むものとする。

第二章 技術指針

第四条 知事は、景観評価を合理的に行うための手法の選定及び景観の保全のための措置に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、技術指針について常に必要な科学的判断を加え、改定を行うものとする。

第三章 富士山景観配慮地区

第五条 知事は、別表第二に掲げる市町村の区域のうち、富士山の保全を図る上で事業に係る景観の保全について特に配慮する必要があると認められる区域を、富士山景観配慮地区として指定するものとする。

2 知事は、富士山景観配慮地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、前項に規定する市町村の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、富士山景観配慮地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 前項の規定による公告があつたときは、富士山景観配慮地区の指定をしようとする区域内の土地の所有者その他の利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出

があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見の聴取を行うものとする。

6 知事は、富士山景観配慮地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、第一項に規定する市町村の長に通知するものとする。

7 富士山景観配慮地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第二項から前項までの規定は、富士山景観配慮地区の区域の変更について準用する。

第四章 景観配慮の手続

第一節 景観評価の実施

第六条 事業者は、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る景観評価を行わなければならない。

2 前項の規定による景観評価は、景観の保全のための措置が柔軟に講じられるようにするため、対象事業に係る計画の立案の段階その他の対象事業の実施に先立つことができるだけ早い段階において行うものとする。

第二節 景観配慮書

(景観配慮書の作成及び送付)

第七条 事業者は、前条の規定により景観評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該景観評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した景観配慮書を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

二 対象事業の名称

三 対象事業の目的及び内容

四 対象事業の実施に係る区域及びその周囲の概況

五 調査、予測及び評価の手法

六 景観評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

ロ 景観の保全のための措置

七 景観評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 事業者は、景観配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事にこれを送付しなければならない。

(景観配慮書についての知事等の意見)

第八条 知事は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、当該送付を受けた日から起算して六十日を超えない範囲内において規則で定める期間内に、事業者に対し、

景観配慮書について景観の保全の見地からの意見（当該対象事業の実施により景観影響の程度が著しいものとなり、富士山の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときにあつては、富士山の保全の見地からの意見。次条第三項及び第十二条第一項において同じ。）を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項に規定する場合には、関係市町村長（対象事業に係る景観影響を受ける範囲であると認められる地域（第五条第一項に規定する市町村の区域内の地域に限る。）を管轄する市町村の長をいう。以下同じ。）その他の関係行政機関の長（以下「関係市町村長等」という。）に対し、景観配慮書の写しを送付し、かつ、関係市町村長に対しては、期間を指定し、景観配慮書について景観の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するものとする。

4 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、当該意見書の写しを関係市町村長等に送付するものとする。

(説明の機会の付与等)

第九条 知事は、事業者が前条第一項に規定する意見書を受領した後三十日以内に請求したときは、当該事業者に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるものとする。

2 前項の規定による説明は、書面により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による説明の内容を記載した書面（以下この項及び次項において「説明書」という。）の送付を受けたときは、当該送付を受けた日から起算して六十日を超えない範囲内において規則で定める期間内に、事業者に対し、説明書について景観の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

4 知事は、前項に規定する場合には、説明書の写しを関係市町村長等に送付するものとする。この場合において、知事は必要に応じ、関係市町村長に対し、期間を指定し、説明書について景観の保全の見地からの意見を求めることができる。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第三項の規定により知事が意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第三項」と、「意見」とあるのは「意見（当該意見のほかに次条第四項の規定による当該関係市町村長の意見が述べられたときにあつては、これらの意見）」と読み替えるものとする。

第三節 事業者見解書

(景観配慮書の記載事項の検討等)

第十条 事業者は、第八条第一項の意見が述べられたときはこれ（当該意見のほかに前

条第三項の意見が述べられたときにあつてはこれら）を勘案して景観配慮書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第七条第一項第三号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小を除く。第十三条第一項第一号において同じ。） 規則で定める事項を知事に届け出ること。
- 二 第七条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 当該修正後の事業について、次条から第十六条までの規定による景観評価その他の手続を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る景観評価を行うこと。

2 知事は、前項第一号の規定による届出があつたときは、当該届出に係る修正が軽微な修正その他の規則で定める修正（以下「軽微な修正等」という。）に該当するかどうかの判定を行い、その結果を事業者及び関係市町村長等に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる当該通知の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当しない旨の通知
- 二 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当する旨の通知

（事業者見解書の作成及び送付）
第十一条 事業者は、前条第一項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による景観評価を行った場合には当該景観評価及び景観配慮書に係る景観評価の結果に、同号の規定による景観評価を行わなかった場合には景観配慮書に係る景観評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した事業者見解書を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第七条第一項各号に掲げる事項
- 二 第八条第一項の知事の意見
- 三 事業者が第九条第一項に規定する説明をした場合には、その内容
- 四 第九条第三項の知事の意見がある場合には、その意見
- 五 第二号及び前号の意見についての事業者の見解

2 事業者は、事業者見解書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事にこれを送付しなければならない。

3 前項の規定による送付は、次に掲げる日のうちいずれか早い日の六十日前までに行うものとする。

- 一 対象事業に係る行為が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二百二十五条第一項の規定による許可を要するものである場合には、当該許可の申請をしようとする日
- 二 対象事業に係る行為が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可を要するものである場合には、当該許可の申請をしようとする日
- 三 対象事業に係る行為が自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十条第二項の規定による協議の申出、同条第三項の規定による認可の申請、同条第六項の規定による協議の申出若しくは認可の申請、同法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定による許可の申請又は同法第三十三条第一項の届出を要するものである場合には、これらの規定による手続のいずれかをしようとする日
- 四 対象事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第三項の第二種事業（同法第三条の十第一項後段の規定による通知がされたものを除く。）に該当するものである場合には、同法第四条第一項の規定による届出（同条第六項の規定により判定を受けることなく同法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる事業にあつては、同項後段の規定による通知又は書面の作成。第二十五条第一項及び附則第二項第四号において同じ。）をしようとする日
- 五 対象事業が、山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第二条第三項の第二分類事業である場合にあっては同条例第七条第三項の規定による送付を、同条例第二条第四項の第三分類事業に該当するものである場合にあっては同条例第六条第一項の規定による届出（同条第六項の規定により判定を受けることなく同条例の規定による環境影響評価その他の手続が行われる事業にあつては、同項後段の規定による通知。第二十五条第一項及び附則第二項第五号において同じ。）をしようとする日
- 六 対象事業に係る行為が景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第一項の規定による届出を要するものである場合には、当該届出をしようとする日
- 七 前各号に掲げる日のほか、法令の規定による手続で規則で定めるものをしようとする日

4 前項の規定は、事業者が、次条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行った後に、前項各号に規定する手続をすることを妨げない。
（事業者見解書についての知事の意見等）

第十二条 知事は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、当該送付を受けた日から起算して六十日を超えない範囲内において規則で定める期間内に、事業者に対し、事業者見解書について景観の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項に規定する場合には、事業者見解書の写しを関係市町村長等に送付するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ、関係市町村長に対し、期間を指定し、事業者見解書について景観の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 第八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により知事が意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「意見」とあるのは「意見（当該意見のほかに次条第四項又は第十二条第二項の規定による当該関係市町村長の意見が述べられたときにあっては、これらの意見）」と読み替えるものとする。

4 第九条第一項から第四項までの規定は事業者が第一項に規定する意見書を受領した場合について、第八条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する第九条第三項の規定により知事が意見を述べる場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条第三項中「第一項」とあるのは「第十二条第四項において準用する次条第三項」と、「意見」とあるのは「意見（当該意見のほかに次条第四項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第二項の規定による当該関係市町村長の意見が述べられたときにあっては、これらの意見）」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、知事は、同項の意見を述べる必要がないと認めるときは、速やかに、その旨を事業者に通知するものとする。この場合においては、知事は、当該通知をした旨を関係市町村長等に通知するものとする。

（事業者見解書の再検討及び補正）

第十三条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれ（当該意見のほかに同条第四項において準用する第九条第三項の意見が述べられたときにあってはこれら）を勘案して、事業者見解書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第七条第一項第三号に掲げる事項の修正 規則で定める事項を知事に届け出ることに。
- 二 第七条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 事業者見解書について所要の補正をすること。
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る景観評価を行うこと。

2 知事は、前項第一号の規定による届出があったときは、当該届出に係る修正が軽微な修正等に該当するかどうかの判定を行い、その結果を事業者及び関係市町村長等に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる当該通知の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当しない旨の通知 第六条第一項及び第七条から第十六条までの規定による景観評価その他の手続を経ること。

二 第一項第一号の規定による届出に係る修正が軽微な修正等に該当する旨の通知 事業者見解書について所要の補正をすること。

4 事業者は、第一項第三号の規定による景観評価を行った場合には、当該景観評価及び事業者見解書に係る景観評価の結果に基づき、規則で定めるところにより、事業者見解書の補正をしなければならない。

5 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号、第三項第二号又は前項の規定による修正後の事業者見解書の送付（補正を必要としない）と認めるときは、その旨及びその理由の通知を知事に対してしなければならない。

6 知事は、前項の規定による送付又は通知を受けたときは、その写しを関係市町村長等に送付するものとする。

（事業者見解書の内容についての措置要請）

第十四条 知事は、前条第五項の規定による送付又は通知を受けた場合において、当該送付又は当該通知に係る対象事業の実施により景観影響の程度が著しいものとなり、富士山の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

2 知事は、前項の措置をとるよう求めたときは、その旨を関係市町村長等に通知するものとする。

（適正な配慮の確保）

第十五条 知事は、事業者が対象事業に係る工事を実施することについて、許可、同意その他これらに類する行為（以下この条において「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。以下この条において「特定届出」という。）を要する場合において、当該許可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有するときは、当該許可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該対象事業に係る事業者見解書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、対象事業に係る許可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有する者に対し、当該許可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該対象事業に係る事業者見解書の内容について配慮するよう要請するものとする。

第四節 景観配慮書等の公表

第十六条 知事は、第十二条第一項の意見を述べ、又は同条第五項の規定による通知をした後においては、景観配慮書その他の規則で定める書類を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により公表するに当たっては、個人及び法人の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

第五節 対象事業の実施等

(対象事業の実施の制限等)

第十七条 事業者は、第十二条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行うまでは、対象事業に係る工事に着手してはならない。

2 事業者（対象事業を実施している者（委託に係る対象事業にあつては、その事業の委託をしている者）を含む。第二十一条第四項、第二十三条第一項及び第三項、第二十四条、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）は、対象事業に係る工事に着手したときは、規則で定めるところにより、着手の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を関係市町村長等に通知するものとする。

(事業者の景観の保全の配慮)

第十八条 事業者は、事業者見解書に記載されているところにより、景観の保全についての適正な配慮をして当該対象事業に係る工事を行わなければならない。

(対象事業の完了の届出等)

第十九条 事業者は、対象事業に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、完了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

第五章 対象事業の内容の変更等の手続

(事業者の氏名の変更の届出等)

第二十条 事業者は、第七条第二項の規定による送付を行つてから対象事業に係る工事を完了するまでの間に、同条第一項第一号に掲げる事項に変更が生じたときは、その日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(景観配慮の手続の終了後における事業内容の変更の場合の届出等)

第二十一条 事業者は、第十二条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行つてから対象事業に係る工事を完了するまでの間に第七条第一項第三号に掲げる事項の変更（事業規模の縮小を除く。）をしようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る変更が軽微な変更その他の規則で定める変更（次項において「軽微な変更等」という。）に該当するかどうかの判定を行い、その結果を事業者及び関係市町村長等に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定により第一項の規定による届出に係る変更が軽微な変更等に該当しない旨の通知があつたときは、当該変更後の事業について、第六条第一項及び第七条から第十六条までの規定による景観評価その他の手続を経なければならない。

4 前項の規定により景観評価その他の手続を経ることを要することとされる事業者は、対象事業に係る工事の着手前に同項の通知を受けたときは、同項の規定により再度の送付が必要とされる事業者見解書について、第十二条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行うまでは、当該工事に着手してはならない。

5 第三項の規定により景観評価その他の手続を経ることを要することとされる事業者は、対象事業に係る工事の着手後に同項の通知を受けたときは、直ちに当該工事を中断し、同項の規定により再度の送付が必要とされる事業者見解書について、第十二条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行うまでは、当該工事を再開してはならない。ただし、防災上緊急に必要な工事その他やむを得ないと知事が認める工事については、この限りでない。

(対象事業の廃止の届出等)

第二十二条 事業者は、第七条第二項の規定による送付を行つてから対象事業に係る工事を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 富士山景観配慮地区内において対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第七条第一項第三号に掲げる事項を修正し、又は変更した場合において当該修正

後の事業又は当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による届出の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った景観評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた景観評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

3 第十七条第三項の規定は、第一項の規定による届出があつたときについて準用する。
(景観配慮の手続の終了後における景観評価その他の手続の再実施)

第二十三条 事業者は、第十二条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行った後に、対象事業の実施に係る区域及びその周囲の土地利用の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において景観の保全上の適正な配慮をするために第七条第一項第五号又は第六号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第六条第一項及び第七条から第十六条までの規定の例による景観評価その他の手続の全部又は一部を行うことができる。

2 第十七条第一項、第二十条、第二十一条（第五項を除く。）及び前条の規定は、前項の規定により景観評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「による通知」とあるのは「による通知（第二十三条第一項に規定する景観評価その他の手続において行われるものに限る。）」と、「若しくは通知」とあるのは「若しくは通知（第二十三条第一項に規定する景観評価その他の手続において行う送付又は通知に限る。）」と読み替えるものとする。

3 事業者は、第十二条第五項の規定による通知を受け、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を行った日の翌日から起算して五年を経過した日以後に当該対象事業に係る工事に着手しようとするときは、第一項の規定による景観評価その他の手続を行う必要があるかどうかについて、知事と協議しなければならない。

4 第十七条第三項の規定は、前項の協議において第一項の規定による景観評価その他の手続を行うこととなったときについて準用する。

(景観配慮の手続の終了後における景観評価その他の手続の再実施の要請)

第二十四条 知事は、第十二条第五項の規定による通知を行い、又は第十三条第五項の規定による送付若しくは通知を受けた後に、対象事業の実施に係る区域及びその周囲の土地利用の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において景観の保全上の適正な配慮をするために第七条第一項第五号又は第六号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該対象事業について、事業者に対し、前条第一項の規定による景観評価その他の手続を行うよう求めることができる。

(景観配慮の手続の終了後における事業内容の変更の場合の届出等に関する規定等の適用除外等)

第二十五条 第二十一条第二項から第四項まで（第二十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第五項並びに前二条の規定は、対象事業のうち、環境影響評価法第四条第一項の規定による届出がされた事業及び山梨県環境影響評価条例第六条第一項の規定による届出又は同条例第七条第三項の規定による送付がされた事業については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する事業のうち、環境影響評価法第三十条第一項第二号に規定する事由が生じた事業（山梨県環境影響評価条例第五十二条に規定する場合に該当するものを除く。）及び同条例第三十条第一項第二号に規定する事由が生じた事業については、これらの事業が対象事業に該当する場合に限り、それぞれ当該事由が生じた日以後においては、第二十一条第二項から第四項まで及び第五項並びに前二条の規定を適用する。

第六章 手続の併合等

第二十六条 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該事業に係る事業者は、これらの事業について、併せてこの条例の規定による景観評価その他の手続を行うことができる。

2 二以上の者がこの条例の規定による景観評価その他の手続を行う場合において、これらの者のうちから代表者を定めるときは、当該代表者は、これらの手続を代表して行うことができる。

第七章 対象事業以外の事業に係る景観配慮の手続

第二十七条 対象事業以外の事業（その実施に係る区域の全部又は一部が富士山景観配慮地区内であるものに限る。）であつて、その位置及び規模並びに当該区域の周囲の土地利用の状況その他の事情からみて景観影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものについては、この条例に規定する景観評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該事業を行おうとする者は、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 前項後段の規定による同意に係る事業については、対象事業とみなして、この条例の規定を適用する。

第八章 雑則

(学識経験者の意見)

第二十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、世界遺産（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産をいう。）又は景観に関する学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

一 技術指針を定め、又は改定しようとするとき。

二 第八条第一項(第二十三条第一項においてその例による場合を含む。)、第九条第三項(第十二条第四項(第二十三条第一項においてその例による場合を含む。))において準用する場合及び第二十三条第一項においてその例による場合を含む。又は第十二条第一項(第二十三条第一項においてその例による場合を含む。))の意見を述べようとするとき。

三 第十条第二項(第二十三条第一項においてその例による場合を含む。)、第十三条第二項(第二十三条第一項においてその例による場合を含む。))又は第二十一条第二項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により判定を行ううとするとき。

四 第十四条第一項(第二十三条第一項においてその例による場合を含む。))の規定により必要な措置をとるよう求めるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この条例の施行に關し特に必要と認められるとき。

2 前項に規定する学識経験を有する者について必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、富士山景観配慮地区内において事業を実施し、若しくは実施しようとする者その他の関係者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する職員に、これらの者の事務所若しくは事業所若しくは当該事業に係る土地若しくは工作物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは景観の保全のための措置の実施の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係市町村長等との協力)

第三十条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があるときは、関係市町村長等に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第三十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 事業者がこの条例の規定に違反して景観評価その他の手続の全部若しくは一部を行わないとき、又は虚偽の内容によりこれらの手続を行ったとき 当該事業者

二 事業者が第十七条第一項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。))又は第二十一条第四項(第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して工事に着手したとき 当該事業者

三 事業者が第二十一条第五項の規定に違反して、工事を中断せず、又は同項の規定により中断した工事を再開したとき 当該事業者

四 第二十九条第一項に規定する者が同項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき 当該者

五 事業者が事業者見解書に記載された事項と異なる内容で工事を実施したとき 当該事業者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による公表をしたときは、その旨を関係市町村長等に通知するものとする。

(適用除外)

第三十二条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四 その他災害の防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

五 環境影響評価法第二条第二項の第一種事業又は同条第三項の第二種事業(同法第三条の十第一項後段の規定による通知がされたものに限る。)

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為に係る事業

(委任)

第三十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 (施行期日) この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第五条第二項から第五項まで、第二十八条、第三十三条、附則第三項、別表第一及び別表第二の規定 公布の日
- 二 第二条、第四条並びに第五条第一項及び第六項から第八項までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 対象事業であつて次に掲げるものについては、第四章から第六章までの規定は、適用しない。

- 一 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に免許、特許、許可、認可、承認又は同意が与えられた事業
- 二 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）第二条第一項第一号の補助金又は同項第二号の負担金の交付の決定を受けた事業
- 三 施行日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

四 施行日から起算して六月を経過する日までに環境影響評価法第四条第一項の規定による届出が行われる事業

五 施行日から起算して六月を経過する日までに山梨県環境影響評価条例第六条第一項の規定による届出又は同条例第七条第三項の規定による送付が行われる事業

六 施行日から起算して六月を経過する日までに工事に着手される事業

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(委任)
3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

別表第一（第三条関係）

- 一 建築物その他の規則で定める工作物の新築及び増築の事業
- 二 道路の新設及び改築の事業
- 三 ダム、堰及び放水路の新築及び改築の事業
- 四 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業
- 五 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 六 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 七 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- 八 土地区画整理事業
- 九 住宅団地の造成事業

- 十 都市基盤の整備事業
- 十一 流通業務団地の造成事業
- 十二 土石又は砂利の採取事業
- 十三 墓地又は墓園の造成事業
- 十四 学校用地の造成事業
- 十五 レクリエーション施設用地の造成事業
- 十六 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

別表第二（第五条関係）

- 一 富士吉田市
- 二 南巨摩郡身延町
- 三 南都留郡西桂町
- 四 南都留郡忍野村
- 五 南都留郡山中湖村
- 六 南都留郡鳴沢村
- 七 南都留郡富士河口湖町

山梨県消費生活条例及び山梨県県民生活センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十七号

山梨県消費生活条例及び山梨県県民生活センター設置条例の一部を改正する条例（山梨県消費生活条例の一部改正）

第一条 山梨県消費生活条例（平成十七年山梨県条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。
第一章中第八条の次に次の一条を加える。

(消費者基本計画)

第八条の二 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画（以下この条及び第三十一条第二項第一号において「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 消費者施策を推進するための方針
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために必

要な事項

- 3 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。
第十九条を次のように改める。

(消費生活協力員)

第十九条 知事は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の七第二項各号に掲げる活動を行わせるため、同条第一項に規定する消費生活協力員を委嘱するものとする。

第三十一条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 消費者基本計画を策定し、又は変更しようとするとき。

(山梨県民生活センター設置条例の一部改正)

第二条 山梨県民生活センター設置条例（昭和五十五年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げる事務
第四条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の職員のうちから消費者安全法に定める消費生活相談員を指定する。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第五条 知事は、第三条各号に掲げる事務の実施により得られた情報（山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第八条第一項の規定により措置が講じられているものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県消費生活条例第一章中第八条の次に一条を加える改正規定及び第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県条例第四十八号

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十九号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条」を「第十五条の五」に改める。

第十五条を次のように改める。

(徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第十五条 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）又は法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条、次条第一項第五号及び第十五条の四第三項第三号において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条、次条第一項第五号及び第十五条の四第三項第三号において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定められた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めるときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を徴収の

猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更したときは、その旨、その変更後の各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

第一章第二節第十五条の次に次の四条を加える。

(徴収猶予の申請手続等)

第十五条の二 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - 三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
 - 四 猶予を受けようとする期間
 - 五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、各分割納付等期限及び各分割納付等金額を含む。)
 - 六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - 四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、政令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
- 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第十五条の三 第十五条の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十五条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第十五条の四 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 第十五条の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- 二 第十五条の二第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項
- 三 各分割納付等期限及び各分割納付等金額
- 4 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十五条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- 5 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 第十五条の二第一項第六号に掲げる事項
 - 二 第十五条の二第五項第一号から第三号までに掲げる事項
 - 三 第三項第三号に掲げる事項
- 6 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第十五条の五 法第十六条第一項ただし書に規定する場合は、猶予に係る金額が百万円以下である場合、その猶予に係る期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第三十条の二第一項第一号中「名称及び所在地」を「所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない法人にあつては、所在地及び名称）」に改める。

第四十一条の二第一項第一号及び第二項第一号中「及び名称」を「、名称及び法人番号」に改める。

第四十三条の六第一項第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第四十六条の二中「の各号」を削り、同条第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号」に改める。

第五十五条第一項第一号、第五十八条第五項第一号、第六十条第二項第一号、第六十二条第二項第一号、第六十二条の二第三項第一号及び第四項第一号並びに第六十二条の四第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第六十二条の五第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第六十二条の七第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第六十二条の八第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改め、同条第六項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号及び同条第七項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第六十二条の九第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第六十二条の十第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改め、同条第六項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号及び同条第七項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第六十四条の二中「の各号」を削り、同条第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第七十七条第一項第一号及び第八十条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第一百条第五項第一号及び第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第一百十二条第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第一百五十五条の三第一項第一号中「氏名及び住所」を「住所、氏名及び個人番号」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「氏名又は名称及び住所」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「氏名又は名称及び住所」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第一百五十五条の十第一号中「氏名又は名称及び住所」を「住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）」に改める。

第一百三十条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第一章第二節第十五条の次に四条を加える改正規定は、同年四月一日から施

行する。
(経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例(以下「新条例」という。)第三十条の二第一項第一号、第四十一条の二第一項第一号及び第二項第一号、第四十三条の六第一項第一号、第四十六条の二第一号、第五十五条第一項第一号、第五十八条第五項第一号、第六十条第二項第一号、第六十二条第二項第一号、第六十二条の二第三項第一号及び第四項第一号、第六十二条の四第二項第一号、第六十二条の五第三項第一号及び第四項第一号、第六十二条の七第二項第一号、第六十二条の八第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第六十二条の九第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第六十二条の十第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第六十四条の二第二号、第六十七号第一項第一号、第八十条第一号、第一百条第五項第一号及び第六項第一号、第一百二十二条第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ、第一百五十五条の三第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号、第一百五十五条の十第一号並びに第三十号第一号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する新条例第三十条の二第一項並びに第四十三条の六第一項に規定する届出書、新条例第四十一条の二第一項及び第二項、第四十六条の二、第六十二条第二項、第六十二条の四第二項、第六十二条の七第二項、第六十二条の八第七項、第六十二条の九第七項、第六十二条の十第七項、第六十四条の二、第一百条第六項、第一百五十五条の三第一項から第三項まで並びに第一百五十五条の十に規定する申請書、新条例第五十五条第一項、第五十八条第五項、第六十条第二項、第六十二条の二、第六十二条の九第七項、第六十二条の十第七項、第六十四条の二、第六十六条第六項、第六十二条の三第一項から第三項まで並びに第一百五十五条の十に規定する申請書、旧条例第五十五条第一項、第五十八条第五項、第六十条第二項、第六十二条の二第三項及び第四項、第六十二条の五第三項及び第四項、第六十二条の八第五項及び第六項、第六十二条の十第五項及び第六項、第六十二条の十一に規定する申告書、旧条例第七十七条第一項並びに第一百二十二条第一項に規定する登録申請書又は新条例第八十条に規定する納入申告書について適用し、施行日前に提出したこの条例による改正前の山梨県県税条例(以下「旧条例」という。)第三十条の二第一項並びに第四十三条の六第一項に規定する届出書、旧条例第四十一条の二第一項及び第二項、第四十六条の二、第六十二条第二項、第六十二条の四第二項、第六十二条の七第二項、第六十二条の八第七項、第六十二条の九第七項、第六十二条の十第七項、第六十四条の二、第六十六条第六項、第六十二条の三第一項から第三項まで並びに第一百五十五条の十に規定する申請書、旧条例第五十五条第一項、第五十八条第五項、第六十条第二項、第六十二条の二第三項及び第四項、第六十二条の五第三項及び第四項、第六十二条の八第五項及び第六項、第六十二条の九第五項及び第六項、第六十二条の十第五項及び第六項、第六十二条の十一に規定する申告書、旧条例第七十七条第一項並びに第一百二十二条第一項に規定する登録申請書又は旧条例第八十条に規定する納入申告

書については、なお従前の例による。

山梨県障害者幸住条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十号

山梨県障害者幸住条例

山梨県障害者幸住条例(平成五年山梨県条例第三十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 障害者の福祉の推進(第九条―第十七条)

第三章 福祉のまちづくり

第一節 福祉のまちづくりのあり方(第十八条)

第二節 特定施設の整備(第十九条―第二十九条)

第四章 障害を理由とする差別の解消

第一節 不当な差別的取扱いの禁止等(第三十条・第三十一条)

第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等(第三十二条―第三十七条)

第五章 雑則(第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、共生社会を構築するための施策に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策、福祉のまちづくりの推進に関する事項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項等を定めることにより、障害者幸住社会(障害者が生きがいをもち、幸せに暮らすことができる社会をいう。)の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「共生社会」とは、障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる社会をいう。

(基本理念)

第三条 共生社会を構築するための施策の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会を構築するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、共生社会を構築するための施策に関する関心と理解を深めるとともに、県が実施する共生社会を構築するための施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第六条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(関係団体との連携)

第七条 県は、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者団体（障害者又はその家族その他の関係者で構成され、障害者に対する支援を主な活動とする団体をいう。第三十七条第一項において同じ。）その他の関係団体の意見を聴くよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 県は、共生社会を構築するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害者の福祉の推進

(啓発及び交流)

第九条 県は、社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、障害及び障害者に関する知識の普及啓発を推進するとともに、障害者と障害者でない者の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(福祉)

第十条 県は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。第三十条第二号において同じ。）及び地域生活支援事業（同法第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業をいう。）の提供体制の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(医療)

第十一条 県は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び医療機関と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療に資する施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育)

第十二条 県は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童、生徒等が障害者でない児童、生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者である児童、生徒等と障害者でない児童、生徒等との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童、生徒等を育成するため、福祉教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の確保等)

第十三条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業

訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の雇用及び就労に関する事業主の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他必要な施策を講ずるものとする。
(公共交通機関の利用)

第十四条 県は、障害者が公共交通機関を安全にかつ安心して利用することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等)

第十五条 県は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講ずるものとする。

(円滑な意思疎通)

第十六条 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(防災)

第十七条 県は、障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関する必要な施策を講ずるものとする。

第三章 福祉のまちづくり

第一節 福祉のまちづくりのあり方

第十八条 県は、市町村、事業者及び県民と連携を図り、障害者が自らの意思で自由にかつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 不特定かつ多数の者の利用に供する施設を設置し、又は管理する者は、障害者がその施設を安全にかつ快適に利用することができるよう配慮するものとする。

第二節 特定施設の整備

(特定施設)

第十九条 この節において「特定施設」とは、娯楽施設、店舗その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(特定施設整備基準)

第二十条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めなければならない。

2 特定施設整備基準は、特定施設の種類及び規模ごとに次に掲げる事項について規則で定めるものとする。

一 車椅子で通行することができる傾斜路の設置

二 車椅子で通行することができる出入口等の幅員の確保

三 階段の手すりの設置

四 障害者が利用することができる便所、駐車場及びエレベーターの設置

五 視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第百七十九号）第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び同令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したものをいう。）の設置

六 前各号に掲げるもののほか、障害者の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準への適合)

第二十一条 特定施設の新築、増築、改築若しくは移転又は大規模の修繕（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）若しくは大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下「特定施設の新築等」という。）をしようとする者は、特定施設を特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定施設の新築等の届出)

第二十二条 特定施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定施設の場所

三 特定施設の種類

四 特定施設の規模

五 特定施設の新築等の別

六 特定施設の構造及び設備の内容（特定施設整備基準に係るものに限る。）

七 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導等)

第二十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(工事の完了検査)

第二十四条 第二十二条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の新築等の工事を完了した場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨

を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合においては、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る特定施設が特定施設整備基準に適合していることを認めるときは、第一項の規定による届出をした者に対し、適合証を交付しなければならない。

(立入調査)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第二十六条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十二条の規定による届出をしないで当該特定施設の新築等の工事に着手したときは、当該者に対し、同条の規定による届出をすることを勧告することができる。

2 知事は、第二十二条の規定による届出をした者がその届出と異なる工事を行ったときは、当該者に対し、その届出に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十七条 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(維持等)

第二十八条 特定施設の新築等を行い、当該特定施設を特定施設整備基準に適合させた者は、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、特定施設整備基準に係る特定施設の効用を妨げるような行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第二十九条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(次項において「国等」という。)が行う特定施設の新築等については、第二十二条から第二十七条までの規定は、適用

しない。

2 知事は、国等に対し、特定施設の特定施設整備基準への適合の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

第四章 障害を理由とする差別の解消

第一節 不当な差別的取扱いの禁止等

(不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止)

第三十条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第七条第一項又は第八条第一項の不当な差別的取扱いに該当する次に掲げる取扱いをはじめ、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

一 障害者に社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対し、その生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者が住み慣れた地域で生活するために必要な当該福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

二 障害者に障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対し、相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。

三 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。

イ 当該障害者の生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

四 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。

イ 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

ロ 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。次条第一項において同じ。）の意見を十分に尊重せず、当該障害者が義務教育を受けるために就学すべき学校を決定すること。

五 障害者に商品販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対し、その障害の特性により他の者に対して提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

六 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対し、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

七 障害者を雇用する場合において、当該障害者に対し、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

八 不特定かつ多数の者の利用に供する施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対し、当該施設又は当該公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該施設若しくは当該公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

九 不動産の売却、賃貸、賃借権の譲渡又は賃借物の転貸（以下この号において「不動産の売却等」という。）を行う場合において、障害者又は障害者と生計を一にする者に対し、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

十 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対し、次に掲げる取扱いをすること。

イ 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対し、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報

の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対し、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）

第三十一条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。次項において同じ。）があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等

（特定相談）

第三十二条 障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、次に掲げる相談（次項、第三十四条第一項第二号及び第三十五条第三項において「特定相談」という。）を行うことができる。

一 県又は事業者が関与する第三十条各号に掲げる取扱いその他の障害を理由とする障害者でない者との不当な差別的取扱いに関すること。

二 県又は事業者が行う社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関すること。

2 知事は、特定相談があつたときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 特定相談の内容に応じ、当該特定相談に係る関係者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

二 特定相談に係る関係者相互の調整を図ること。
（障害者差別地域相談員）

第三十三条 知事は、次に掲げる者に、前条第二項各号に掲げる措置に係る業務（第三十五条第一項及び第三項並びに第三十七条第一項において「特定相談業務」という。）の全部又は一部を委託することができる。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員

三 前二号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を有する者であつて知事が適当と認めるもの

2 前項の規定により委託を受けた者は、障害者差別地域相談員と称する。

3 障害者差別地域相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 障害者差別地域相談員又は障害者差別地域相談員であつた者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十四条 知事は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 障害者差別地域相談員に対する指導及び助言

二 特定相談に係る法務局及び地方方法務局、都道府県労働局その他の関係機関との連絡調整

2 前項各号に掲げる業務に従事する職員は、障害者差別解消推進員と称する。

第三十五条 障害者差別地域相談員は、特定相談業務について、必要に応じて、障害者差別解消推進員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 障害者差別解消推進員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、障害者差別地域相談員と協力して第三十二条第二項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。

3 障害者差別解消推進員は、障害者差別地域相談員が可能な限り特定相談業務を遂行したにもかかわらず、当該特定相談業務に関する事案を解決することが困難であると認められた場合は、当該特定相談業務に係る特定相談を行った者の意向を確認の上、前条第一項第二号の関係機関に連絡し、及び当該特定相談に関する情報を提供するものとする。

第三十六条 専門的知識を有し障害者に関する相談を受ける者は、県及び障害者差別地域相談員と連携し、障害を理由とする差別を解消するための取組に協力するよう努める。

るものとする。

第三十七条 県は、特定相談業務を円滑に進めるための指導及び助言その他の障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行い、共生社会を構築するための施策を推進するため、第三十四条第一項第二号の関係機関、障害者団体その他の関係者で構成する山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を組織する。

2 県は、前項の山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

第三十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県障害者幸住条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第二十六条第一項の規定による届出がされている旧条例第二十五条に規定する特定施設の建築等（この条例による改正後の山梨県障害者幸住条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第十九条に規定する特定施設に該当する施設に係るものに限る。）については、新条例第三章第二節の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第三項の規定により交付されている適合証（新条例第十九条に規定する特定施設に該当する施設に係るものに限る。）は、新条例第二十四条第三項の規定により交付された適合証とみなす。

（検討）

4 知事は、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十一号

山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「二十歳以上の者であつて、社会福祉主事」を「社会福祉主事」に、「もの」を「者」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十二号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(風俗営業の営業時間の特例)

第四条 法第十三条第一項ただし書に規定する風俗営業の営業時間の制限に係る特別の定めは、この条に定めるとおりとする。

2 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は八月十四日から同月十七日までの日及び十二月十六日から翌年一月十一日までの日とし、同号の条例で定める地域は県下全域とする。

3 法第十三条第一項第二号の条例で定める地域は、甲府市丸の内一丁目十四番から十六番まで及び十九番から二十一番まで、同市中央一丁目一番から九番まで及び十七番から二十一番まで並びに同市中央四丁目三番、四番及び八番の地域とする。ただし、法第二条第一項第四号の営業(ばちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。))第八条に規定するものに限る。次条において同じ。)については、この限りでない。

4 前二項の場合において、法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

第五条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時(前条第一項)を「午前零時前(前条第二項)に、「」まで」を「まで」に改める。

第六条第一項の表中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から午後十一時まで」を「午後六時から午後十一時前」に、「日出時まで」を「午前六時まで」に改める。

第七条の見出しを「(風俗営業者の遵守事項)」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「以下「営業許可」を「第十五条第一項第一号及び別表第二において「風俗営業許可」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、「の各号」を削り、同項第二号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第三項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

第八条を次のように改める。

(年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十一条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第十一条の九の次に次の四条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許可地域)

第十一条の十 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、第四条第三項に規定する地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十一条の十一 特定遊興飲食店営業者は、県下全域において、午前六時後午前十時までの時間においては、深夜から引き続きその営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の騒音及び振動の規制)

第十一条の十二 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、五十デシベルとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十一条の十三 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの

行為をさせないこと。

二 客の求めない飲食物を提供しないこと。

三 営業中において、営業所の出入口に施錠をし、又はさせないこと。

四 営業所において、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。

五 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。

七 午後六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

第十三条の次に次の一条を加える。

(良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域)

第十三条の二 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、第四条第三項に規定する地域とする。

第十五条第一項第一号中「営業許可」を「風俗営業許可」に改め、同項に次の一号を加える。

三 法第三十一条の二十二の許可(別表第二において「特定遊興飲食店営業許可」という。)を受けようとする者 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

別表第二区分の欄中「第七条」を「第八条」に、「営業許可」を「風俗営業許可」に改め、同表に次のように加える。

三 特定遊興飲食店 (一) 三月以内の期間を限って営む営業 一万四千元

営業許可 (二) その他の営業 二万四千元

申請手数料

料

別表第二備考一及び二中「営業許可」を「風俗営業許可」に改め、同表備考に次のように加える。

三 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ三の項の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

四 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される

営業所につき特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ三の項の下欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。別表第三に次のように加える。

十二 法第三十一条の二 特定遊興飲食店許可証 千五百円

再交付手数料

十三 法第三十一条の二 特定遊興飲食店営業相 八千六百円(当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)

付

十三 法第三十一条の二 特定遊興飲食店営業相 続承認申請手数料

法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査

十四 法第三十一条の二 特定遊興飲食店営業法 一万円(当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査

十五 法第三十一条の二 特定遊興飲食店営業法 一万円(当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請)

特定遊興飲食店営業法

人合併承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人分割承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人合併承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人分割承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人合併承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人分割承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人合併承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人分割承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人合併承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人分割承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人合併承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

人分割承認申請手数料

特定遊興飲食店営業法

<p>請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業構 造設備変更承認申請手 数料</p>	<p>づく承認の申請に係る審査に あつては、三千三百円)</p>
<p>十六 法第三十一条の二 十三において準用する 法第九条第一項の規定 に基づく営業所の構造 又は設備の変更の承認 の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許 可証書換え交付手数料</p>	<p>九千九百円</p>
<p>十七 法第三十一条の二 十三において準用する 法第九条第四項の規定 に基づく許可証の書換 え</p>	<p>特定遊興飲食店営業管 理者講習手数料</p>	<p>千四百円</p>
<p>十八 法第三十一条の二 十三において準用する 法第十条の二第一項の 規定に基づく特例特定 遊興飲食店営業者の認 定の申請に対する審査</p>	<p>特例特定遊興飲食店營 業者認定申請手数料</p>	<p>一万三千元(当該申請を行う 者が同時に他の法第三十一条 の二十三において準用する法 第十条の二第一項の規定に基 づく認定の申請を行う場合に おける当該他の同項の規定に 基づく認定の申請に係る審査 にあつては、一万円)</p>
<p>十九 法第三十一条の二 十三において準用する 法第十条の二第五項の 規定に基づく認定証の 再交付</p>	<p>特例特定遊興飲食店營 業者認定証再交付申請 手数料</p>	<p>千五百円</p>
<p>二十 法第三十一条の二 十三において準用する 法第二十四条第六項の</p>	<p>特定遊興飲食店営業管 理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき六百五十円</p>

<p>規定に基づく営業所の 管理者に対する講習</p>	<p>(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正) 第二条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八 年山梨県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。 第七条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。 (青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正) 第三条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四 十三号)の一部を次のように改正する。 第十条の四第三号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第一号」に改める。 (山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条 例の一部改正) 第四条 山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関 する条例(平成八年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。 第三条第二項中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。</p>						
<p>附則</p>	<p>(施行期日) 第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正 する法律(平成二十七年法律第四十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平 成二十八年六月二十三日)から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一 条第二号に掲げる規定の施行の日(同年三月二十三日)から施行する。 (準備行為に係る手数料の納付) 第二条 この条例の施行の日前に改正法附則第二条第一項の規定により改正法による改 正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二 十二号。以下「新法」という。)第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、 施行前特定遊興飲食店営業許可申請手数料を納付しなければならない。 2 前項の施行前特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 1167 384 1794">区分</td> <td data-bbox="183 1167 304 1794">金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1167 288 1794">一 三月以内の期間を限って営む営業</td> <td data-bbox="215 1800 288 2078">一万四千元</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1167 215 1794">二 その他の営業</td> <td data-bbox="183 1800 215 2078">二万四千元</td> </tr> </table>	区分	金額	一 三月以内の期間を限って営む営業	一万四千元	二 その他の営業	二万四千元	
区分	金額						
一 三月以内の期間を限って営む営業	一万四千元						
二 その他の営業	二万四千元						

備考 改正法附則第二条第一項の規定により新法第三十一条の二十二の許可を受けようとする者が同時に他の同条の許可を受けようとする場合における当該同条の許可に係る手数料の額は、それぞれ下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

3 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十七条及び第十八条の規定は、第一項の施行前特定遊興飲食店営業許可申請手数料について準用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番